一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第九号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区赤堤五丁目、桜上水四丁目及び杉並区下高井戸一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区松原三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十一号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区松原二丁目及び松原三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十二号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区松原一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十三号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区松原一丁目及び大原二丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十四号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区上祖師谷一丁目及び南烏山五丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十五号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区上北沢三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十六号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都世田谷区桜上水五丁目地内
使用の部分　なし